



大津市公報

平成 27 年 3 月 31 日
号外 (第 18 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 教育委員会規則

- 3 大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則…………… 1
- 4 大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

教育委員会規則

大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第3号

大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づき、これらの規定による給料の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 切替日 平成27年4月1日をいう。
- (2) 初任給基準異動 大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）第4条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年教育委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）別表第3に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - イ 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - ウ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）第13条第1項第14号に掲げる特別休暇の承認を受けていた期間
 - キ 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ク 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則（昭和50年規則第8号）第12条第1項の規定による療養の命令を受けていた期間
- (5) 復職時調整 初任給規則第9条において準用する大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）第31条、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第8条、派遣条例第6条又は大津市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第45号）第10条の規定による号給の調整をいう。
- (6) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (7) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

- (8) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者その他教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（改正条例附則第3項の教育委員会規則で定める職員）

第3条 改正条例附則第3項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 切替日以降に教育委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例別表第1の給料表（次号において「切替前給料表」という。）に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前の給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前の給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 切替前給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
- (6) 教育委員会の承認を得てその号給を決定された場合 教育委員会の定める額

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となった

ものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第6条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には教育委員会の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第4号

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則(平成24年教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育(以下「預かり保育」という。)」を「預かり保育(教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)以外の時間帯において幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う教育活動をいう。以下同じ。)」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 子育て支援型預かり保育 保護者の子育てを支援するため、教育時間の終了後において実施する預かり保育
- (2) 就労支援型預かり保育 保護者の就労等を支援するため、教育時間の開始前及び終了後並びに休業日(大津市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第3条に規定する夏季、冬季及び学年末等における休業日をいう。以下同じ。)において実施する預かり保育

第4条中「在園」を「通園」に改める。

附則第3項を削る。

別表子育て支援型預かり保育の項を次のように改める。

子育て支援型預かり保育	志賀北幼稚園、志賀南幼稚園、真野北幼稚園、堅田幼稚園、仰木の里東幼稚園、下阪本幼稚園、唐崎幼稚園、志賀幼稚園、長等幼稚園、平野幼稚園、膳所幼稚園、富士見幼稚園、晴嵐幼稚園、石山幼稚園、青山幼稚園、瀬田幼稚園、瀬田南幼稚園、瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園	休業日以外の日	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	午後2時から午後4時まで
			水曜日	午前11時50分から午後2時まで
	真野幼稚園及び大石幼稚園		火曜日、木曜日及び金曜日。ただし、金曜日にあっては、あらかじめ園長が指定する日に限る。	午後2時から午後4時まで

	仰木幼稚園、仰木の里幼稚園、雄琴幼稚園、日吉台幼稚園、坂本幼稚園、比叡平幼稚園、藤尾幼稚園、逢坂幼稚園、大津幼稚園、南郷幼稚園、田上幼稚園及び上田上幼稚園		火曜日及び木曜日	午後 2 時から午後 4 時まで
--	---	--	----------	------------------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。